

## 淀川水系流域委員会準備会議 設立会 議事録

日 時：平成 12 年 7 月 26 日（木）

15:00～15:30

場 所：京都センチュリーホテル 1 階「瑞鳳」

近畿地方建設局（以下近畿地建） 水野

私、建設省近畿地方建設局河川調査官の水野でございます。設立会の司会進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、会議を行う前に、会場の皆様にご説明させていただきたいことがございます。

本日の会議につきましては、最初に淀川水系流域委員会準備会議の設立について議論をする、設立会を行います。設立が承認された後、第1回の準備会議を開催することにしております。

設立会は、近畿地建の判断で公開という格好で会議をさせていただくこととしております。準備会議は、準備会議の中で議論していただき、公開か否かを決定していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

皆様のお手元に配布しております資料は、設立会の資料だけを事前にお配りさせていただいております。準備会議の資料については、公開の審議結果に応じて、資料を皆様にお配りする予定にしておりますので、ご理解願いたいと思っています。

それではただいまから、淀川水系流域委員会準備会議設立会を開催させていただきます。よろしくお祈りします。

開催にあたりまして、近畿地方建設局河川部長、坪香より、挨拶をさせていただきます。

近畿地建 坪香

近畿地方建設局河川部長の坪香でございます。本日は非常にお暑い中、ご多忙中にもかかわらずご参集いただき、ありがとうございます。

建設省も、来年の1月6日をもちまして、国土庁、北海道開発庁、並びに運輸省と一緒に、「国土交通省」という新しい省として一步を踏み出すことになっております。これに関連して、地方支部局である近畿地方建設局においても、運輸省第三港湾建設局の一部と一緒に、「近畿地方整備局」になります。

港湾部門が加わるだけでなく、建設省の本省で現在、取り組んでいる河川・道路等の公共事業についても、近畿管内については近畿地方整備局が担当することになっております。従来、直轄管理区間を中心に実施していた河川事業の展開についても、より総合的な事業展開になるのではないかと考えております。

つきましては、職員一同、円滑な事務の引き継ぎができますよう、現在努力しておりますので、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

さて、平成9年に河川法が改正され、河川法の趣旨に従い、河川整備の基本となる方針について各河川ごとに策定し、さらに20年から30年間の具体的な内容を持った河川整備計画を各河川ごと

に策定することになりました。河川整備計画については、関係する皆様の意見を反映させて、計画策定を行うことが明らかになっており、近畿地方建設局管内においても、それぞれ作業を実施しているところです。

現在、由良川において、由良川の河川整備基本方針が策定済で、流域委員会を開催し、河川整備計画を策定作業中です。

淀川についても、これから河川整備基本方針並びに河川整備計画を策定することとなっています。中でも河川整備計画については、学識経験者をはじめ、関係する皆様方のご意見を河川整備計画に反映させるということですが、淀川は他の水系と異なり、非常に多くの市町村並びに関係者がおられ、利用方策や整備の要請等が多岐にわたります。ついては、これら皆様のご意見を反映させるための流域委員会の設置について、その流域委員会のあり方についての議論が不可欠です。

当準備会議においては、関係する皆様のご意見をお聞きし、それを計画に反映させるための流域委員会のあり方について、本日ご参加いただいている委員の方々からご意見、ご提言をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

我々近畿地建といたしましても、委員の方々のご審議に必要な情報の提供並びに説明については、万全を期して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

近畿地建 水野

引き続きまして、本日ご出席の方々をご紹介させていただきたいと思っております。

[省略：出席者（委員、河川管理者、庶務）の紹介]

近畿地建 水野

早速、淀川水系流域委員会準備会議について審議を行わせていただきたいと思います。

資料については、お手元に配付しております淀川水系流域委員会準備会議の設立会の資料に基づいて進めさせていただきたいと思っております。

まず、準備会議を設立した背景を簡単に説明させていただいた後、設立趣旨、規約等を説明させていただきたいと思っております。

平成9年に河川法が改正されたことについては、先ほど河川部長からご紹介させていただいたとおりです。平成9年までは、河川の工事にあたっては、工事実施基本計画を策定し、工事実施基本計画に基づいて工事を行っていました。工事実施基本計画は、河川審議会の意見に基づき、建設大

臣が策定することになっていましたが、平成9年の河川法の改正により、長期的な河川の計画・方針を決める河川整備基本方針と、20年から30年先の当面の河川工事・維持の内容をまとめる河川整備計画に分けて策定することになりました。

長期的な目標である河川整備基本方針については、一級河川では河川審議会の意見を聞いて策定するというので、今までの工事实施基本計画と同等ですが、20年から30年の間にどのような工事を行うか等の内容をまとめた河川整備計画については、原案を河川管理者が作成し、学識経験者の意見を聴き、公聴会等により住民の意見を反映、その結果を踏まえて案を作成し、地方自治体の長の意見を聴いて決定するという流れになっています。

淀川水系においては、学識経験者の意見を聴く場として、流域委員会を設立したいと思っています。併せて、住民の意見の聴き方についてもご提言をいただくという、この2点に関わる部分を、審議、ご意見をいただくために流域委員会を設立したいと思っています。この流域委員会の設立にあたって準備会議を設立しようと考えております。

河川整備計画に意見をいただく流域委員会を、どのようなメンバーで構成するのがよいのかという議論があります。淀川は非常に大きな河川なので、グループあるいは地域別に議論した方がいとも考えられます。最終的に流域委員会においては、河川整備計画に対する意見をいただくとともに、関係住民の皆様からの意見の聴取方法についてご提言をいただき、その反映方法について説明し、議論させていただこうと思っています。

住民からの意見の聴き方も流域委員会のメンバーによって影響があると思いますので、メンバー構成を議論するとともに、住民の意見聴取方針についてもご提言いただくということで、この準備会議を設立していますので、よろしくをお願いします。

設立の趣旨につきまして簡単に説明しましたので、あとは資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

[省略：資料説明（準備会議設立趣旨、規約、役割、運営方法）]

資料の訂正（資料2ページ）

淀川水系流域委員会準備会議規約 第4条2項

（誤）1. 準備会議は...、 （正）2. 準備会議は、...

近畿地建 水野

この準備会議については、すべて準備会議自らやっていただきたいと考えています。委員の方々の指示により、庶務の(株)三菱総合研究所（以下、三菱総研）を活用して準備会議を運営していただ

きたいと考えています。

以上が、設立趣旨、規約及び運営方法等の近畿地建の考え方でございます。これらについて、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

川那部委員

資料2ページ、規約(案)の第2条ですが、2行目と3行目の両方に「意見を述べる」という言葉がありますが、「意見を述べる」ということについては、いろいろな理解の仕方があると思います。

どのように意見を述べ、どう反映させるかという点に関する問題も、準備会議あるいは流域委員会で議論してよいと理解してよいのですか。

近畿地建 坪香

先生のおっしゃったこととピントがずれるかもしれませんが、我々が「意見を述べる」という言葉を使わせていただいたのは、法律用語に準じたということ、それに加え、我々としては、準備会議なり流域委員会の皆様から意見をいただいた上でどうするかは行政の判断、責任だと思っていますので、最終的な責任は我々がとらねばならないと考えております。委員の方々のご意見を聴いて、我々が判断するという意味合いで「意見を聴く」という意味であると考えております。

ただ、委員の方々が右だと言われたものについて、我々が左だという判断をするには相当の決断が要ると思います。委員の方々の意見を聴き、それに従うことになると思いますが、最終的に行政が判断するという意味合いで、そのような言葉使いをしていると考えます。

川那部委員

委員が右と言うのを、管理者が左とおっしゃることは、それは責任者として、ある意味では当然のことだという部分があることは確かだと思います。

芦田委員が委員長をしていらっしゃった琵琶湖総合保全整備計画の場合、住民に向けて広報をし、意見を聴くという意味は、考え方によっては専ら広報に中心があると理解することもできます。「意見を聴く」という言葉には、いろいろなニュアンスがあります。結果としてどうなるかは行政の判断であり、これは十分承知のうえで、いかに住民の意見を聴くか、ということにかなりの重点を置いた議論があります。琵琶湖総合保全整備計画のときには省庁の方々も含め、積極的に意見を聴き、行政としてきちんと考え、判断をすることが必要であるという話がありました。

「意見を聴く」という文言には、このように様々なニュアンスがあるので、「準備会議では、どのようなやり方が適当であるか論じてもよい」ということを規約は意味していると理解してもよいかということなのです。

近畿地建 坪香

流域委員会は、意見を述べるのを目的として設置する予定ですが、「流域委員会で意見を述べるとはどういうことか」というご質問につきまして、まさに、今、我々も試行錯誤している段階です。それと、法律的には「意見を聴いて反映させる」ということなので、「反映」という意味についても、どういうことなのか議論になると思います。

したがって、最終的には淀川水系流域委員会でも議論されることだと思いますが、準備会議においても、どういう形で意見を聴くかということを経験する中で、こういう形で反映すべきだというご提言があれば、それはご提言としてまとめていただければと思っています。

寺田委員

資料の6ページに準備会議の役割が書いてあると思いますが、2ページの規約と整合していません。流域委員会のあり方についての提言は、もちろん、この準備会議の重要な役目として書いてあると思いますが、もう1つ、今問題になっている意見反映の方法という、資料5ページ、河川法第十六条の二によって設けられた部分です。

2ページの規約では、「意見を述べる」とありますが、6ページには「提言」とあります。この2つを厳格に使い分けているとは思いませんが、川那部委員もおっしゃるように、多分これは、準備会議でいろいろな意見を戦わせ、一定の提言的なことが出たならば、それは、最大限尊重するという前提でお書きになっていると理解しています。

ですから、単に「意見を述べる」というのは、「提言」と違い、レベルが低く感じます。これは、むしろ、2ページの規約を、「提言をする」と解釈してよいと思います。

近畿地建 水野

はい、わかりました。前半部分について、我々としては提言をいただくというつもりでして、法律用語を単に使っただけですので、気持ちとしましては、そのように考えております。2ページの規約の第2条(目的)の2行目と3行目、「意見を述べる」を「意見を提言する」に変えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。よろしければ、この方向で進めたいと思います。よろしいでしょうか。

ご理解が得られたということで、資料2ページ、規約の条項の数字が間違っているのと、「意見を述べる」を「意見を提言する」に変えさせていただき、この規約を本日付けで成立させ、準備会議を立ち上げて、委員の方々にこれからお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして設立会の議事がすべて終わりました。準備会議の設立会はこれをもちまして閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

以上